



Contents

◆税務署長着任のご挨拶	2	◆ゴルフ部報告	8
◆北沢税務署幹部職員異動状況	3	◆会員異動のお知らせ	9
◆第57回定期総会報告	4	◆北沢のニューフェイス	12
◆第57回定期総会表彰	5	◆表紙のことば	12
◆公益法人等における電子取引の取引情報に係る 電磁的記録の保存について	6、7	◆編集後記	12



着任のご挨拶

北沢税務署長 金子 徹太郎

東京税理士会北沢支部の皆様方には、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動により、北沢税務署長を拝命し、東京国税局総務部人事第二課長から転任してまいりました金子と申します。前任の署長同様の御厚情を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

阿部隆支部長をはじめ貴支部の皆様方には、平素からe-Taxの利用拡大、租税教室への積極的な講師派遣のほか、確定申告の無料申告相談など、税務行政の円滑な運営に対しまして、深い御理解と多大なる御協力を賜り、心から厚く御礼申し上げます。

特に、e-Taxの利用拡大につきましては、確定申告期の無料申告相談におけるe-Tax申告の推進、更には、北沢青色申告会をはじめ関係団体と協調の下、代理送信により確定申告書類を提出していただくなど、多くの施策において御協力を賜っており、ここに重ねて感謝申し上げます。

また、令和5年分の確定申告から開始したマイナポータル連携による給与情報の自動入力につきましては、顧問先への制度周知及び源泉徴収票のe-Tax提出依頼に御協力をいただいているところ、制度の定着ひいては納税者の利便性の向上のため、今後とも一層のお力添えを賜りますよう、お願い申し上げます。

近年、あらゆる分野でデジタル技術の活用が急速に拡大する中、国税当局においても、納税者利便の向上や税務行政全体の効率化に加え、社会全体のDX

推進への貢献も図る観点から、税務行政のDXの更なる推進に取り組んでおり、令和6年1月から電子取引に関するデータ保存の完全義務化が開始した電子帳簿等保存制度への対応など、税理士の皆様方との連携・協力は欠かせないものと考えております。

税理士会の皆様におかれましては、引き続き顧問先の皆様に対して、法人税のALL e-Tax（法人が主要な別表に加え、財務諸表など申告書に添付すべきものとされている書類をe-Taxで送信すること）や相続税をはじめとする各税目のe-Tax利用、年末調整手続の電子化、キャッシュレス納付、納税証明書のオンライン請求・受取、その他会計・税務のデジタル化を含めた様々な側面から業務のデジタル化促進を働き掛けていただきますよう、お願い申し上げます。

これら以外にも様々な場面で税務に関する専門家である皆様方のお力添えが必要であり、独立した公正な立場で税務行政に対し忌憚のない御指摘を賜ることも大切なことと考えています。

今後とも、申告納税制度を支える良きパートナーとして共に歩んでいただきますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、東京税理士会北沢支部の益々の御発展と会員の皆様方の御健勝並び事業の御繁栄を心から祈念しまして、私の着任の挨拶とさせていただきます。



北沢税務署

幹部職員異動状況



署長 金子 徹太郎

- ①知覚動考
- ②地球の歩き方-世田谷-、おとなの週末
- ③スポーツ観戦、食べ歩き
- ④愛知県豊橋市（豊橋署管内）



副署長 岡本 慎也

- ①置かれた場所で咲きなさい
- ②八月の砲声
- ③名所旧跡めぐり
- ④岡山県倉敷市（玉島署管内）

(敬称略) ①好きな言葉（モットー） ②愛読書 ③趣味 ④出身地

令和6年7月10日現在

前任者		職名	新任者	
氏名	転出先		氏名	前任地
まつおつよし 松生剛	調査四部部長 調査総括課課長	署長	かねこてつたろう 金子徹太郎	総務部部長 人事二課課長
ふじいかつあき 藤井克明	仙台台中官 総合特	副署長（総・個・産）	おかもとしんや 岡本慎也	広島局総務部 人事一課課長補佐
かわせかずひこ 川瀬一彦	（留任）	副署長（管運・徴・法）	かわせかずひこ 川瀬一彦	—
ありよしただえ 有吉多恵	（留任）	総務課長	ありよしただえ 有吉多恵	—
たなべてるたか 田邊照貴	東村山官 管運1統括	管理運営第1統括官	とおかいちあつこ 十日市敦子	業務センター（大手町） 主任国税管理官
はたとしゆき 秦利之	（留任）	管理運営第2統括官	はたとしゆき 秦利之	—
なりかねかずひこ 成兼一彦	小田原官 管運2統括	管理運営第3統括官	おいかわけんじ 及川健治	中管運3上野席
こばやしえいじ 小林栄次	（留任）	徴収第1統括官	こばやしえいじ 小林栄次	—
こすげみきお 小菅幹雄	芝 徴収3統括官	徴収第2統括官	きむらゆうき 木村友樹	京徴収3統括官
いいつかけいこ 飯塚敬子	（留任）	個人課税第1統括官	いいつかけいこ 飯塚敬子	—
のむらまこと 野村誠	杉並官 特別記帳指導	個人課税第2統括官	すずきたかし 鈴木隆視	査察34部門主査
うるしはらよしお 漆原睦雄	日野官 個人2統括	個人課税第3統括官	わだまさき 和田昌樹	課税資料第一主査 課税資料調査一課主査
ばばちづこ 馬場千津子	横浜中官 個人3統括	個人課税第4統括官	はっとりかずお 服部和夫	日野官 個人3統括
おぐらひろのぶ 小椋礼薫	（留任）	個人課税第5統括官	おぐらひろのぶ 小椋礼薫	—
たつのゆうじ 辰野雄二	八王子子 特官（資産税担当）	資産課税第1統括官	なかむらたけし 中村剛	青梅官 資産1統括
ねもとまさゆき 根本真行	課税第一部 資産課税課審理専門官	資産課税第2統括官	とよだみわ 豊田美和	課税第一部 資料調査二課主査
たけなかたけし 竹中剛志	退職	資産課税第3統括官	むらかみやすひこ 村上靖彦	北官 川崎3統括
かねだきよこ 金田喜代子	渋谷 特官（法人税等担当）	法人課税第1統括官	たていしこうじ 立石広二	査察部 査察管理課主査
よしだまさき 吉田麻紀	（留任）	法人課税第2統括官	よしだまさき 吉田麻紀	—
たまおかきんじ 玉岡金時	京橋官 法人6統括	法人課税第3統括官	まつはしのりもと 松橋紀元	北沢官 北法人5統括
よねさかしゅういち 米坂修一	（留任）	法人課税第4統括官	よねさかしゅういち 米坂修一	—
まつはしのりもと 松橋紀元	北沢官 北法人3統括	法人課税第5統括官	いわのみかこ 岩野みか子	本郷官 北法人3統括
おかもとけいじ 岡本恵治	情報システム部 主任税務分析専門官	連絡調整官 （個人）	たかくらかなこ 高倉加奈子	北沢官 北総務課課長補佐
たかなしゆうき 高梨裕規	横浜中官 連絡調整官（法人）	連絡調整官 （法人）	ひぐちたかこ 樋口貴子	黒席 目法人3上
たかくらかなこ 高倉加奈子	北沢官 連絡調整官（個人）	総務課・課長補佐	なさこよしき 奈迫芳樹	江川南席 江個人2上
こばやししゅんすけ 小林駿介	麻布 総務係	総務課・総務係長	ひらぬまけい 平沼桂	第四部 調査42部門国税調査官
ほくむらいたる 保久村到	（留任）	総務課・会計係長	ほくむらいたる 保久村到	—



第57回定期総会報告

総務部長 志村 哲

令和6年6月21日（金）、東京税理士会北沢支部の第57回定期総会がオークラレストランスカイキャロットにおいて開催されました。

総会に先立ち午後3時10分より北沢税理士政治連盟第46回定期大会が開催され、廣井会長より令和5年度運動経過並びに活動報告等が行われ、質疑応答の後、全議案が承認可決されました。

10分間の休憩の後、午後3時50分より、東京税理士会北沢支部第57回定期総会が開催されました。

冒頭、昨年の定期総会以後に逝去された会員の皆様のご冥福を祈念し、出席者全員で黙祷を捧げました。続いて会員表彰及び喜寿表彰が行われたものの、来場会員はおらず紹介のみとなりました。また、3名の会員が日税連表彰を受けられた旨が披露され、会員事務所職員表彰が行われ、表彰状と記念品が贈呈されました。

司会者より、委任状を含めて定足数に足る出席があったので本総会が適法に成立した旨報告があり、梶原会員を議長に選出して、審議が開始されました。

第1号議案「令和5年度事業報告承認の件」と第2号議案「令和5年度決算並びに財産目録等承認の件」について一括審議され、各担当部長、委員長か

ら事業報告が行われ、左右経理部長による決算内容についての説明の後、前淵監事から監査報告がなされました。審議の結果、両議案とも賛成多数により承認可決されました。

次に第3号議案「北沢支部規則の一部改正承認の件」について審議され、志村総務部長より説明があり、審議の結果、賛成多数により承認可決されました。

続いて第4号議案「令和6年度事業計画承認の件」と第5号議案「令和6年度予算承認の件」について、阿部支部長並びに各担当部長、委員長から事業計画の基本方針、重点施策等の説明があり、左右経理部長から予算の内容について説明がありました。一括審議の結果、両議案とも賛成多数により承認可決されました。

審議終了後、東京税理士会表彰が行われ、各受賞者に対し表彰状、記念品の贈呈が行われました。

東京会表彰の後、北沢税務署松生様及び東京税理士会専務理事中牧様から祝辞を頂戴いたしました。

最後に報告事項として、(株)北沢税理士会館の令和5年度決算および令和6年度予算について、阿部代表取締役から説明があり、第57回定期総会は午後5時



35分滞りなく終了いたしました。

午後6時より懇親会場において懇親会が行われ、北沢税務署の幹部の方、税務関係団体の代表者の方々など多数のご来賓の出席をいただきました。親睦を深めた後、佐藤会員の中締めで終了となりました。

審議において廣井会員より、支部事務局マンションの老朽化や今後の展望について、江口会員より常会・総会等の会議日程の一般会員への周知についてのご意見を頂戴しましたので、今後の検討課題として取り組んでいきたいと考えております。



第57回 定期総会表彰

第57回定期総会において長年税理士業務に携わり、支部及び税理士会に貢献いただいた会員の方々の表彰が行われました。皆様おめでとうございます。今後ますますのご活躍をお祈り申し上げます。

役員表彰	岡田 茂朗 会員	川元 恵 会員		
喜寿表彰	黒田 真由美 会員	鈴木 竹夫 会員	横倉 光男 会員	金子 信吉 会員
日税連表彰	岡田 茂朗 会員	根本 千映子 会員	安藤 淳 会員	
会計事務所職員表彰	【10年表彰者】 税理士法人A&Aパートナーズ 田畑 真衣 様			
東京会表彰	岡田 茂朗 会員	中村 滋一 会員	川邊 洋二 会員	川元 恵 会員



鈴木竹夫会員



税理士法人A&Aパートナーズ田畑真衣様



岡田茂朗会員、川邊洋二会員



公益法人等における電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存について

研修部 鈴木 竹夫

令和6年1月からいわゆる電帳法（「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」、以下「電帳法」といいます。）の本格的な適用が開始されました。国税関係帳簿書類の保存義務者の多くは、従来からこれらの帳簿書類について原則紙面に記載された形で保存を行って来ましたが、電帳法に則った要件に従えば、国税関係帳簿については電子帳簿等による保存、決算関係書類については電子データによる保存、また取引関係書類については画像データ等の電磁的記録による保存が可能となりました。国税関係帳簿書類を、従来の紙ベースの保存方式から電帳法に則った要件に基づく保存方式へ変更することは、保存義務者の任意選択によります。一方、取引先との間で従来は書面が授受されて行われる取引であったものが、ネット環境の進化により紙面を介さずに電子取引で行われる場合は、電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければなりません（電帳法第7条）。電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存は任意選択ではなく、強制適用であることに留意すべきです。

電帳法に積極的に対応して国税関係帳簿書類の保存方式を変更して行くことは、国税の納税義務の適正な履行を確保しつつ、納税者等の国税関係帳簿書類の保存に係る負担を軽減するという点で、経営の効率化に資するものと一般的には考えられています。しかしながら現状では、この制度を積極的に利用して経営管理に役立てようとする経営者とやむを得ず強制適用される分野のみを消極的に受け入れるに留めようとする経営者の二極に分かれているようです。以下に紹介する大阪国税局の事前照会への文書回答事例は、電帳法への積極的な対応は避けて、強制される電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存を最小限に留めようとする公益法人等にとっては大きな衝撃として受け止められているようです。

大阪国税局は、税務上の取扱いに関する事前照会を受けて、電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存の取扱いについて以下の文書回答事例を公表しました（文書回答は令和6年3月19日）。

その回答事例のタイトルは、「収益事業を行う青色申告法人である公益法人等の電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存について（収益事業以外の事業の取引に関する電子取引の取引情報について）」というものです。大阪国税局は、以下1. の記載のように、事前照会者の照会内容と事実関係を説明し、以下2. の記載のように、この事実関係のもとで検討した結果、事前照会者の見解のとおりで差し支えない旨の回答を述べています。以下その内容を要約し一部補足して説明します。

1. 事前照会の趣旨及び事実関係

当法人は、法人税法上の公益法人等に該当し、収益事業を行っており、青色申告により確定申告を行っています。電帳法第7条では、法人税法に係る国税関係帳簿書類の保存義務者は、電子取引を行った場合には、一定の要件に従って、その電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならないこととされています。

この保存については、収益事業を行う青色申告法人に保存が義務付けられている帳簿書類の内容に含まれる取引関係書類（即ち、取引に関して「相手方から受け取った注文書、領収書等」や「相手方に交付したこれらの書類の写し」と同様に考えて、収益事業を含む全ての事業の取引に関する電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存が必要と考えてよろしいでしょうか。

電帳法上、電子取引の取引情報について収益事業に係る事項は定められていないため、収益事業を行う場合に限り法人税の納税義務が生ずる公益法人等は、収益事業に係る申告に必要な範囲で電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存すれば足りるとも考えられるため確認するものです。

2. 事前照会者の求める見解となる理由

(1) 公益法人等が青色申告法人であるか、青色申告法人以外の法人であるかによって法人税法上の帳簿書類の保存に係る取扱いは以下のように区分されます。

- 1) 「青色申告法人以外の法人である場合」、法人税法第159条の2第1項、法人税法施行規則第66条第1項並びに第67条第1項及び第2項の定めにより、以下の帳簿書類の保存が必要とされています。
 - ① 現金出納帳その他必要な帳簿（国税関係帳簿）、また、
 - ② 「収益事業に係る取引に関して」、相手方から受け取った注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類及び相手方に交付したこれらの書類の写し（相手方から受け取った取引関係書類及び相手方へ交付した取引関係書類の写し）、さらに、
 - ③ 棚卸表、貸借対照表及び損益計算書並びに決算に関して作成されたその他の書類（決算関係書類）
- 2) 「青色申告法人である場合」、法人税法第126条第1項及び法人税法施行規則第59条第1項の定めにより、以下の帳簿書類の保存が必要とされています。
 - ① 仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿等（国税関係帳簿）、また、
 - ② 棚卸表、貸借対照表及び損益計算書並びに決算に関して作成されたその他の書類（決算関係書類）、さらに、

③「取引に関して」、相手側から受け取った注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類及び相手

手方に交付したこれらの書類の写し（相手方から受け取った取引関係書類及び相手方へ交付した取引関係書類の写し）

取引の相手方と授受する取引関係書類に関しては、上記1)②と上記2)③を比較すると、青色申告法人以外の法人である場合には、「収益事業に係る取引に関して」とされており、一方、青色申告法人の場合には、「取引に関して」とされています。青色申告法人以外の法人の場合、取引の相手方と授受する取引関係書類のうち「収益事業に係る取引関係書類」のみについて保存する義務があり、青色申告法人の場合は、「取引に関して」相手方と授受する取引関係書類となっています。青色申告法人の場合は、収益事業を含む全ての事業に関する取引関係書類を保存しなければならないことが判ります。

(2) 電帳法における電子取引及びその取引情報に係る電磁的記録の保存に関する規定

電帳法第2条第5号において、「電子取引」とは、「取引情報（取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項をいう。）の授受を電磁的方式により行う取引をいう。」と定義されています。

また、電帳法第7条では、所得税及び法人税に係る保存義務者は、電子取引を行った場合には、一定の要件に従って、その電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならないとされています。

上記2. (1)において述べたように、法人税法施行規則において、取引先との取引関係書類の授受に関する保存の取扱いが、青色申告法人であるか否かの区分によって、収益事業を含む全ての事業の取引に関する書類に及ぶか収益事業の取引に関する書類に限定されるかが規定されています。

電帳法における電子取引の取引情報に関しては、法人税法施行規則と同様の内容の構成を取りながら収益事業に係る事項は定められていません。この点電磁的記録の保存が要請される範囲についての取扱いに疑問が生じます。

(3) 結論と回答

電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存範囲についての基本的な考え方は、電帳法が国税関係帳簿書類の保存方法等について所得税法、法人税法その他の国税に関する法律の特例を定めるものであることから（電帳法第1条）、国税関係帳簿書類について保存を義務付けている法人税法等における考え方と同様になります。このため、青色申告法人である当法人は、上記2. (1)のとおり、法人税法で保存義務が定められている取引関係書類である「取引に関して、相手方から受け取った注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類及び相手方に交付したこれらの書類の写し」について、収益事業を含む全ての事業の取引に関する帳簿書類を保存する必要があるとともに、当法人が同様の取引情報の授受を電磁的方式により行った場合には、上記取引関係書類と同様に、一定の要件に従って、収益事業を含む全ての事業の取引に関する電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならないこととなります。

以上が大阪国税局の事前照会に対する回答事例となります。先に、この回答内容が電帳法への対応に消極的な公益法人等にとって大きな衝撃となったと記載しました。公益社団法人あるいは公益財団法人が収益事業を行なう場合において、公益目的事業比率を50%以上に維持しなければならないという規制があり、収益事業の規模を一定以下に抑えることが経営上要請されます。そのため収益事業の規模は全体事業の中で相対的に小規模で運営されるのが一般的です。大きな衝撃となった理由は、このような状況下で、電帳法の適用範囲は法人税が課税される収益事業の範囲と同等であると漫然と捉えていたところ、その適用範囲の解釈が一気に大きく広がったということでの衝撃かと思われます。

回答の考え方からすれば、収益事業を行わない青色申告法人である公益法人等は、法人税の申告を行いませんが、この場合といえども法人税及び法人税法施行規則の趣旨からして、電子取引を行った場合は取引情報の電磁的記録を保存する必要があるものと考えます。収益事業を行わない青色申告法人である公益法人等が、消費税の納税義務者である場合は、先に述べたように、法人税の申告を行っていないということから、往々にして電帳法による電子取引の取引情報の電磁的記録の保存は不要であると考えられる可能性があります。このような法人が電子取引により適格請求書を受け取った場合に、このイメージをプリントアウトして取引証憑として保存し、この証憑に基づいて仕入税額控除の処理をすることが考えられます。この場合、消費税法上の取扱いでは仕入税額控除は認められる（電子帳簿保存法一問一答（Q&A）電子取引関係 問4、問26）ようですが、電磁的記録の保存がされていないとすれば電帳法には違反しているということになります。消費税の申告の関係で国税当局のチェックを受ける機会がありますので、このような法人である場合は要注意です。

また、収益事業を行わない青色申告法人である公益法人等で、この法人が消費税の免税事業者である場合は、法人税の申告及び消費税の申告を行いません。このような法人についても、電子取引を行えばその取引情報の電磁的記録を保存しなければならないと考えます。このような法人は国税当局のチェックを受ける機会は、所得税の源泉徴収関係の調査などが考えられますが、恐らく電子取引の取引情報の電磁的記録の保存について実質的にチェックを受ける機会は殆どないと考えられます。このような法人が本来保存すべき電子取引の電磁的記録を保存していない場合も考えられますが、税務当局がこれを実質的にチェックする手段が制度的に用意されていないということになります。このように法の執行状況が実質的に検証できない状況下で制度的に電磁的記録の保存を強制してもその効果は明らかです。万が一、電帳法違反と言うことで、罰則として青色申告の承認の取消などが行われたとしても、あまり意味の無いことと思われます。むしろこのような場合は制度的に有効なチェックシステムが存在しないと言う理由から電磁的記録の保存の強制適用を外すなどの立法措置が講じられても良いのではないかと思います。管理不能な状態が放置されるのは好ましくありません。このような措置が電帳法におけるその他のケースの法の順守の促進に繋がるのではないかと考えます。

ゴルフ部報告

北沢会第238回報告

日時：2024年7月4日(木)

場所：上野原カントリークラブ

参加者：14名

【優勝者コメント；大宮光好会員】

7月4日開催のメールが届いたときには、梅雨のど真ん中で中止かな？と勝手に思っていました。ところが蒸し暑い中での晴れという天候で、なんとかプレーをして来ました。皆さん お疲れ様でした。

上野原カントリークラブのコースと同様に、自分のスコアもアップダウンの激しいものになっちゃいました。ミドルホールで9打とか、ショートホールで7打とか、他方バーディ2つとか。良く分かりませんが、ハンディキャップも多くあり勝ちちゃった。

優勝できたのはメンバーに恵まれたおかげです。久しぶりに参加していただいた小林先生は、〇〇歳にもかかわらず（本人は68歳とか言っていたみたい）惚れ惚れするショットを見せてもらって感動です。山田先生には、このところ2連敗だったので是非勝ちたいなと思って気合を入れました。お二人に感謝！

これからも楽しい気持ちを大事にして、ベストプレーを目指して頑張りましょう！

広報誌を見ている皆さん！ゴルフはいいですよ。スコア云々はいつでもいいので、是非参加してください。解き放たれた空間をエンジョイしましょう。

順位	氏名	Gross	HC	Net
1	大宮 光好	95	24	71
2	阿部 隆	110	36	74
3	横山 壱岐雄	95	19	76
5	宇賀神 君夫	85	7	78
7	安藤 淳	96	17	79
10	相川 克二	97	17	80
ブービー	山田 稔幸	108	22	86

ドラコン	佐藤 勝	安藤 淳
ニアピン	横山 壱岐雄	宇賀神 君夫
	安藤 淳	
ベストグロ	宇賀神 君夫	85
大波賞	相川 克二	52→45
水平賞	なし	



今後の支部厚生活動のスケジュール

■野球部

- ・城南野球大会 9月2日(月)、9日(月)
- ・支部対抗野球大会 10月3日(木)、10日(木)、17日(木)

■ゴルフ部

- ・北沢会ゴルフコンペ 10月2日(水)

■テニス部

- ・秋季テニス大会 10月18日(金)
- ・支部対抗テニス大会 11月6日(水)

■ボウリング部

- ・支部対抗ボウリング大会 10月23日(水)
- ・5ブロックボウリング大会 11月7日(木)

その他、フットサル同好会、囲碁部、麻雀部などの活動もごさいます。

会員の皆さま、ご興味がありましたら北沢支部事務局までご一報ください。

会員異動のお知らせ

【 入 会 】

久保田 英夫

〒157-0061 世田谷区北烏山3-6-9

TEL 090 (8684) 3386

【 転 入 】

菅野 真 (八王子支部より)

〒156-0043 世田谷区松原1-38-8 村山ビル2A

TEL 090 (7237) 6660

穂苅 清美 (練馬東支部より)

自己紹介 初めまして。この度、練馬東支部より転入いたしました穂苅清美と申します。

北沢支部所属となり、通勤時間が短くなりました。どうぞ宜しくお願い致します。

〒156-0051 世田谷区宮坂3-46-2 クワソビル211号室

TEL 03 (5799) 6881 FAX 03 (5799) 6882



吉見 和典 (日本橋支部より)

自己紹介 日本橋支部より転入してきました。主として法人税が専門です。東京税理士会会員相談室の委員(法人税)、日本税務会計学会国際部門の委員を行っております。

趣味は、俳句、古代史探究です。よろしくお願いたします。

〒157-0062 世田谷区南烏山4-16-15

TEL 03 (3307) 2496 FAX 03 (3307) 2496

【 退 会 】

庄司 百合恵

令和6年5月28日 業務廃止

新實 洋子

令和6年5月31日 業務廃止

高橋 文明

令和6年7月9日 業務廃止

【 事務所 】

岡田 茂朗

FAX 03 (3426) 7065



主な支部行事のご案内

【第1回支部常会】

日時：令和6年10月22日(火) 場所：梅丘パークホール

1. 研 修・・・午後1時30分～午後3時30分
2. 常 会・・・午後3時40分～午後4時30分
3. 税務連絡協議会・・・午後4時40分～午後5時30分
4. 懇親会・・・午後5時50分～午後7時20分

※第2回支部常会は、令和7年1月17日(火)梅丘パークホールにて予定をしております。
なお、状況によって変更となる場合がございます。

小規模企業の会社役員のみなさまへ

\ 会社の役員なら /

小規模企業共済

小規模企業の会社等役員の方が
廃業や退職後の生活資金事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
国が作った制度なので、安心・安全です。

制度の
特長

小規模企業等の会社役員なら加入可能

建設・製造・運輸・サービス業(宿泊業・娯楽業に限る)等は常時使用する従業員の数が20名以下の会社役員等。

代表者以外の会社役員でも加入可能

代表者以外の会社役員の方でも商業登記簿謄本に役員登記されている方ならどなたでも加入可能。

役員なら受け取れる大きなメリット

小規模企業共済制度には積立時・受取時ともに大きなメリットが受けられます。詳細は下記をご覧ください。

制度のメリット

掛金は全額所得控除

掛金は全額が「小規模企業共済等掛金控除」として課税対象所得から控除できます。

受取時も税制メリット

共済金の受取は一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

※令和5年9月より、小規模企業共済の一部お手続きのご加入者様自身によるオンライン受付を中小機構ウェブサイトにて実施しております。
オンライン手続きをご希望の方は、中小機構共済相談室に直接お問い合わせをお願い致します。
(本組合ではオンライン手続きに関する対応ができませんので、ご注意ください)



オンライン手続きについて

個人事業主の方も
もちろん
加入できます

制度の詳しい内容についてのお問い合わせ先

独立行政法人

中小企業基盤整備機構 (中小機構) 共済相談室 TEL.050-5541-7171

資料請求・各種手続きに関するお問い合わせ先

東京税理士協同組合 TEL.03-5363-2011



「あの時、 話し合っていて 良かったね」

認知症は、 ご家族の身近な問題です。

もうすぐ認知症700万人時代が到来します。認知症はいつ誰がなってもおかしくない病気。だからこそ、安心して老後を暮らせるように元気なうちにご家族で話し合ってみませんか。認知症にともなう介護のこと、お金のこと。

介護にかかる費用は平均で約500万円

介護が必要となる一番の原因は「認知症」です。生命保険文化センター「平成30年度 生命保険に関する全国実態調査」によると、介護のために一時的にかかった費用は平均69万円。毎月の介護費用は平均7万8000円。介護の平均期間は54.5カ月です。介護にかかる費用のうちご自身やご家族で負担が必要な費用の平均は約49.4万円と、500万円近くかかります。ただ、どれくらいの介護状態で、介護がいつまで続くかは、人それぞれです。介護期間が長引けば、それだけお金もかかりますので、介護するご家族としては、お金が足りるのか不安になります。ご家族の安心のためにも、預貯金のほかに介護保険なども上手に活用してお金の備えをしておきたいところです。

親の介護のために親のお金が使えない!?

子どもに迷惑をかけたくない…。そんな想いから親が自分の介護費用を自分で用意するケースは少なくありません。介護施設に入居する場合には、親名義の自宅を売却して、そのお金を施設の利用料などに充てる方もいらっしゃいます。

しかし、そこには大きなリスクが潜んでいます。親が認知症になって判断能力が低下すると、親の口座からお金を引き出したり、親が所有する不動産を売却することができなくなります。つまり、親の介護のために親のお金が使えなくなるのです。

そこで、そうした事態に陥らないための対策として今注目を集めているのが『家族信託』です。家族信託を利用すれば親に代わって信頼できる家族に財産管理を任せることができま

これ1冊で安心!

介護ガイドブック差し上げます。

「介護保障ガイド これからの介護リスクに備えるために」
制作：(公財)生命保険文化センター



認知症のリスク対策をお手伝いします!
お気軽にご相談ください。

介護保険のご相談は…

株式会社 共栄会保険代行 ☎0120-922-752

家族信託(民事信託)のご相談は…

株式会社 日税経営情報センター ☎03-3345-0600

自己紹介

藤野 莊子



こんにちは、藤野
その子税理士事務所
を運営しています藤野
莊子です。事務所を
開業して2か月が経ち
ました。この度、税理
士会の新メンバーとし
てご紹介いただくこと
になり、とても嬉しく思
います。

私はもともと豪華客
船が好きだったので、
大学は横浜国立大学

理工学部で造船の設計や力学を研究していました。しかし、大学生の時に、経営者だった父が亡くなったことをきっかけに、「お金の勉強をして世の中に役立てたい」と思うようになりました。新卒で住宅金融支援機構に入社し、賃貸住宅の融資業務や審査を担当。その後、中堅税理士法人に転職し、税理士業務に従事しました。

さらに、事業会社に転職後、三菱商事ではエネルギー系（電力系）の子会社の立ち上げや資金繰り、税務相談、組織再編のスキーム検討などを行いました。これらの経験を通じて、税務の知識と会社の立ち上げ等の実務スキルを深めることができました。開業してからは、これらの経験を生かして創業支援等でお役立ちできていますので、貴重な経験を

させていただきました。

税理士登録を機に、当初目指していた「お金の勉強をして世の中に役立てたい」という思いを再確認し、藤野その子税理士事務所を開業しました。現在は、相続税対策や創業支援を中心に、「お客様の成長と安心を支援する税理士事務所」として活動しています。

趣味の一つは健康麻雀です。麻雀のゲームそのものも楽しめますが、雀卓を囲んでの会話や、普段の付き合いでは見えない「人となり」を知ることが楽しいです。自分の「人となり」もばれてしまうという欠点に遅ればせながら、最近気づきましたので気を付けます。女性だけの健康麻雀教室にも通っていますので、女性の方で麻雀に興味がある方やもうちょっと強くなりたいと思っている方は、ぜひお声がけください。一緒に楽しみましょう。

これからも、相続対策や創業支援などで、税務やお金回りで不安に思っている方に寄り添った仕事をしていきたいと思っています。仕事を通じて得た新しい視点や知識を日々の業務にも活かしながら、お客様に最適なアドバイスを提供していきたいです。

最後になりまして恐縮ですが、開業まもなくで、まだまだ不安いっぱいですが、北沢支部の皆様からの温かいご支援をいただき日々感謝しております。「お客様の成長と安心を支援する税理士事務所」をモットーに、頑張りますので、引き続きご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひします。

表紙の
ことば

高松市にある栗林公園は、昭和28年に特別名勝の指定を受けた回遊式大名庭園で、高松藩松平家により作庭されました。園内随一のビューポイント、南庭の「飛来峰」から撮影しました。(吉田光宏)

編集
後記

今年5月、梅ヶ丘駅前にスターバックスコーヒーがオープンしました。モバイルオーダーをすることができるスタバは、便利なので比較的よく利用します。中でも期間限定の新作フラベチーノは、一度は買って飲むようになっています。記事執筆時に販売されたのはイチゴバナナフラベチーノで、ますます美味でした。因みに昨年のこの時期に販売された瀬戸内レモンケーキフラベチーノは、自分にとっては至高の逸品であり、頻りに飲んでいた記憶があります。

暦上ではすでに秋ですが、それを感じさせないほど暑い日が続きます。灼熱の記憶が蘇る昨年は、11月位まで暖かい日が続いていました。おそらく今年も同様か、それ以上かもしれません。フラベチーノが美味しく感じる時期が長引きそうですが、夏休みなのに酷暑で誰もいない公園などを見ると、色々な意味で寂寥を覚えます。(須賀義之)

発行日 令和6年8月15日

発行所 東京税理士会北沢支部
東京税理士協同組合北沢支所
〒156-0043 東京都世田谷区松原6-1-10
アイリンマンション3F
TEL.03(3322)7894 FAX.03(3323)3571
E-mail:kitazawa-shibu@zeirishi-kitazawa.org

発行者 支部長・支所長 阿部 隆
編集人 広報部長 小貫 正人

製作 有限会社ガットデザイン